附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第三条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号に基づき行われた認定（令和十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十四年八月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席（自動車の側面に隣接しない座席を除く。次項において同じ。）に備える頭部後傾抑止装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席に備える頭部後傾抑止装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十三号及び第百七十四号に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の五下欄に掲げる第百七十三号改訂版及び第百七十四号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数（車両総重量に対する車両の定格出力の比率をいう。）が五十を超えるもの（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6　旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数が五十を超えるものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

法規的告示

○国土交通省告示第八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第12改訂版

改正前	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版補足改訂版